

道の駅むなかた芝生広場・多目的広場の利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宗像観光物産館条例の規定に基づき、(株)道の駅むなかた(以下「道の駅」という)の芝生広場、多目的広場(以下「施設」という)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 道の駅の施設を利用しようとする者は、施設利用許可申請書(様式第1号)を道の駅へ提出し許可を受けなければならない。申請期間は利用日の6ヶ月前から受け付けを行う。ただし、道の駅及び道の駅株主団体の主催、共催する場合はこの限りではない。

2 道の駅は、利用の許可をしたときは利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

3 道の駅は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす恐れのある者。
- (2) 風紀を乱し、又は乱す恐れがあると認められる者。
- (3) ごみその他の汚物を捨てないこと。
- (4) 感染症疾患又は精神に障害があると認められる者。
- (5) 予定された利用者の数を超えることとなる者。
- (6) 公益を害し、又は害するおそれがあると明白に認められる者。
- (7) 管理運営上支障があると認められる者。

(行為の制限)

第3条 施設において、次に掲げた行為をしてはならない。ただし、道の駅が管理のために必要がある場合又は道の駅の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 樹木等の伐採をすること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告物を表示すること。
- (6) 焚き火をし、又は火気を持ち込み危険な行為をすること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (8) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (9) 業として写真又は映画を撮影すること。

(利用の禁止等)

第4条 道の駅は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を禁止、若しくは制限し、又は取り消すことができる。

- (1) 公衆の利用に危険であると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的な暴力的な不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 公の行事、道の駅に関する工事その他これらに類する理由が生じたとき。
- (4) 公序良俗に違反すると認められるとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、道の駅の適正な管理運営を保つ必要があるとき。

(原状回復)

第5条 許可を受けた者は、その利用が終了したとき、又は指定を取り消されたときは、速やかに現状に回復しなければならない。ただし、道の駅の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第6条 道の駅の許可を受けた者が、その責めに帰すべき理由により施設若しくはその附属設備をき損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料金及び物販手数料)

第7条 施設についての利用料金及び施設内での物販手数料は別表1及び別表2のとおりとする。

(利用料金の返還)

第8条 既に納入した利用料金は、返還しないものとする。ただし、道の駅が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 道の駅は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免し、又は免除することができる。

(利用時間)

第10条 施設の利用時間は道の駅の営業日に準じ、原則午前9時から午後5時までとする。ただし、道の駅が認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第 1 1 条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成 3 0 年 1 1 月 1 日より施行する。